

平成31年度4月定例委員会

○ 日時：平成31年4月25日(木) 9:00～(議事)

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

山本会長

おはようございます。平成31年度の最初の4月の定例会を行わせていただきます。大変あの気候がよくなって、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、とりじつ行われました梶原町議会選挙では当農業委員会であります森田氏が見事初陣を飾られました。本当におめでとうございます。今後も期待をしておりますので、どうぞよろしく願います。それではさっそく定例会の方に入らせていただきます。

議案第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について議題にしたいと思います。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

はい。今回第3条の規定の方なんですが、ページを開いていただいて1ページ目に譲渡人の記載をさせていただいております。●●の●●番地になります。こちらの方は●●さんが、平成29年に土地を宅地許可の申請をされまして、宅地を購入され家を建てられていますが、その周辺の土地について3条による譲渡をされたいという許可申請が上がってきております。現地の方は岡林推進委員と確認をさせていただきました。

こちらの周りの方なんですが、すみませんページを振りぬかっているんですが、後半の方に写真をちょっとつけさせていただいているんですが、こちらの方の中央にある方が●●さんの家で、その周辺まわり、線で囲んでいる範囲は農地です。実際にこの周辺地域石垣の下の段もずっと畑になっておりまして、実際に一昨年野菜類を植えられて、育てられております。4枚目の写真の方も家の前の敷地の方にも実際に畑で耕せるような状況にされてまして、こちらの方でも耕作されたいということと言われておりました。次のページの構図の方もちょっと変わった形になっておりますが、こちらの方が全面農地ということで、3条申請が出ております。●●番地が宅地になっておりまして、ちょっと農振農用地の除外の関係で●●さんには非常にご迷惑をおかけして3年近くかかったという案件ではございました。で、今回●●さんについては農地を保有されておりませんが、今回あの3条で譲渡される面積が1,334㎡ということで10aの規定はクリアしております。本人の耕作意欲等もございまして、ぜひやりたいという意思はお持ちです。大阪より移住されておりまして、特に農業についてはこの地域のこの土地について放棄して、放置されたままになるようなことはないかという判断をできるのかなというふうに事務局としては思っています。

	岡林委員さん何かご意見はありませんか。
岡林委員	十分説明してもらいました。
事務局	以上です。ご審議よろしくお願いします。
山本会長	ただいま事務局から説明がありましたので、委員さんの方からご意見ありましたらお願いします。ありませんでしょうか。ないようでしたら、第1号議案につきまして、許可申請許可妥当ということでかまいませんか。 はい、そしたら許可妥当ということで決まりたいと思います。第2号議案別段の下限面積の設定について、事務局よりおねがいします。
事務局	はい。第2号議案の下限面積の設定についてなんですが、年に1回下限面積の見直しということでさせていただいております。一応梶原町においては平成21年からずっと下限面積10aということでさせていただいております。すみません、ちょっととじてはいないのですが、別資料で昨年の数値ではございますが、特に大きな変動がないので、資料をつけさせていただいております。近隣市町村の下限面積については、一応こういったかたちで設定されておまして、一番大きいところで、規定通りの50a。で、一番少ないところで10aということで、梶原町も10aにはしております。農地法の三段表の中で一応あの概ね一番下の17条の方で、概ね40/100を下回らないようにという設定でされておまして、農地台帳上の数値としては71.2%ということなので下回るような形はとっておりません。で、梶原町においての農地の取得方法最低下限面積として今回の●●さんのように新たに取得される方がいた場合の最低下限としては、10aが妥当ではないかなというところは事務局サイドとしては思っております。これを下回る農地を利用して耕作されたいという場合につきましては、別途町長の許可の範囲の中での利用権の設定ということで、貸し借りの方にはなるんですが、貸し借りの中で対応していきたいというふうに考えております。 一応10aということでご審議いただきたいと思います。
山本会長	それでは事務局から説明がありました。この件につきまして皆さんからご意見ありましたらよろしくおねがいします。
事務局	一応ですね参考としてなんですが、今新しい法律等で、移住者とかの関係で家付き農地について取得される場合5a以下でも取得できるという新しい法律の設定があるそうなんですが、ちょっとすみません私勉強不足でまだそこを詳しく読み込んでおりませんので、そういった別途設定というのは今後検討する必要性があるのかなと思っておりますが、一応10aというのは全国の最低下限にはなっておりますので、この農地法の中では10a以下にすることはできないという前提にはなっております。この基本設定としてですね。なので、名義を変えるための取得をするためにはこの最低一反10aは必要というか10aをもって初めて耕作をしていただける農業者としてやっていただくという形にはなります。

山本会長	何かご意見ございませんか。特になければ、第2号議案について提案のとおりで構いませんか。そしたら提案の通り下限面積は10aということで。以上で議案についての審議はこれで終了になります。 2番目のその他について
事務局	はい。事務局の方からちょっと、伝達というか前回の時に事務局長の方から話もありまして、農業委員の定員の変更についてなんですが、あの後、法律等等も調べておりまして、県の農業会議等とも相談したなかで、農地法三段表の8条の規定の中に、すみません2ページ目になるんですが、裏の8条の第3項、1番上の段の1番最初のページです。三段表の2枚目の裏側のページになるんですけども3項で、前項の定数の変更は農業委員の任期満了の場合でなければ行うことができないということで、これ推進委員さんも18条の3項に定められておりまして、任期中に定員を変えることができないということがわかりました。 今、町長の方からは定員のことについて議論がありましたので、検討議案、議会の方にも提案をしていかないといけないんですが、任期が来年の7月になります。3年間のですね。それに合わせた流れで行きますと、一応来年の3月議会に提案をかけて、7月までに2か月程度で委員さんの募集をさせていただいて6月議会で、推薦をうけての7月任期での変更というスケジュール感でしかできないということです。県下の農業委員会の定数の変更等というのをちょうど3年目をそろそろ迎えるところがありますが、南国さんが定数を減らすということで今ちょっと動いているようで、ちょっと人数も多いということらしいですが、実際に定員を増やすというところは今のところ県下ではないそうです。ちょっと全国的にももしかしたら事例が少ないのかもしれないので、そこら辺も県と全国の農業会議さんと打合せをしながら、進めていきたいと考えて今いるところです。 それと前回3人5人という定数を決められた際の議会の議論の議事録等も現副町の方からもちょっと確認をしろということで話もいただいておりますので、その辺のことも当時の議員さんからは8人の枠の中で行うことという提案もでてたそうなので、ちょっとそこの辺もふまえたうえで、町長の意向としては順増ということで話はいただいておりますので、議員等で議論していただいて定数の増員ということを事務局としては進めていこうと考えております。本6月議会に提案しろと話も町長の方から出ていたのですが、ちょっと1年以上変更前にしてしまおうと色々問題がでてくるのかなというのもありましたので、一応3月を予定して動いていこうと考えておるところです。
山本会長	今言いうのは推進委員のことじゃないがかね。
事務局	いや、8条の方が。8条が3段表3枚、3ページつけさせていただいています

事務局	けど、その2枚目の3項ですね。3項で全定数の変更は委員の任期満了。両方とも同じ規定でいっております。ちょっと任期満了までに変えることができないという。これ書かれてしまったので・・・ 3段表等はちょっとかまえておりませんが、森田議員の議員になられることに関しての農業委員として継続できるかという部分につきましても、特に問題ないということで。他の市町村でも議員が入ってるところもありますし、最初に推薦立候補の中で議員が手を挙げてはだめだということはないので、その段階で町長の方と議会の方で承認を得られれば、議員さんが委員になること自体、根本的には全然大丈夫と。他の市町村でも途中から議員さんになられた方とかもいらっしゃるんだそうで、特に村会議員とか・町会議員さんが委員をやられることに関しての何か問題点とか停職することがあるとかいうことはないということで、それも県の農業会議と、全国の農業会議の方にも確認はとりましたので。特に問題もなく継続して農業委員さんをやっていただきたいと思いますと思っております。
高橋委員	今の町内の農地はどればあなが？
事務局	今ずっと出せる面積はもってきてないですが、この前報告したのが400何ヘクタール
高橋委員	400。推進委員の定数の基準。農地の面積÷100で得た数。
事務局	それはですね。7人くらいやったかな。準農地はまた別であるので、それは委員設定するときに上限の確認を、推進委員の。はい。
山本会長	他に何かありませんか。
事務局	はい。一応もう一案というからご報告が事務局からなんですが。 年間のスケジュール間の中で4月5月に前年度の活動報告と、今年度の活動方針っていうのを設定しないといけないのですが、すいません4月定例会は準備が間に合いませんでしたので、5月の定例会の方には活動報告等、31年度（令和）活動計画っていうのを作って提案させていただきたいと思っております。5月中には一応活動報告と、31年度の活動方針っていうのをホームページにアップしていくようにいたします。 すみません。ちょっと今回間に合いませんでした。申し訳ありません。
山本会長	農地プランの関係で会を開く予定はあるが？
事務局	今のところまだ計画はたててないですが、来年度は一農地プラン。
山本会長	去年の計画でよね、部の会はアップしたけどよね、そういう会にうちの農業委員会としてできるだけ関わっていくという話をしちよるけ、まあ会がなければ、我々も会を主催していくというわけにはいかんき。
事務局	先日もちょっと副町長にはその話はさせていただきました。やるための人員は確保してくれということで、今話もしています。現状では今はできないというこ

事務局	も代わりには言っていきます。副町長の回答としては人員増というのは検討していただけるということで話はいただきましたので、ちょっと他の案件もいろいろありましたので、言っておりますが、ちょっと正直今のままですと2.3年前と同じ状況になりかねないので、ちょっとここは本気で考えてほしいということは言っております。
山本会長	もとに戻りゆうはね。
事務局	そうです。本当に戻したいのかとつめてはおります。
山本会長	他にありませんでしょうか。ないようでしたら、4月の定例会を終わりたいと思います。以上で終わります。
事務局	では次回、来週から10連休がありまして、実際に間あいての7日からになります。みなさまの予定等もありますので、できれば20日の週、通常通りなのですが、でいけたらなと。っていうのは御相談案件が3件ぐらいちょっと来ておりまして、法務局というか、行政書士さんともだいぶ絡んでいる案件がありまして、それがどうも出てくるのがこの週か、この週の前半ぐらいに出てくるということになりそうなので、それで現地確認というところちょっとぎりぎりの日程になりそうかなというのは事務局としては思っておりますので、できれば20後半の週、週末あたりが一番都合がいいのかなというところではありますが、まあ委員さんの3名の方のご都合が一番。そしたら23か24日あたりでもかまいませんか。どちらがいいですか。金曜の方がいいですか。じゃあ24日金曜の9時で一応設定をさせていただいて、ちょっと森田委員が7日に臨時議会があつてそこから役員の関係がたぶん割り振られると思うので、その役員によってはいろいろスケジュールが入ってくる可能性はあると思うんです。5月の後半なんで6月議会のこの段階ではないと思うんですが・・・
山本会長	6月の議会だいたいいつごろで
事務局	いや、まだ僕らは何も聞いてないです。多分2週目くらいかなと思っております。後半の週くらいかなと。
	とりあえずここで決めさせていただいてどうしてもという話があれば、多分9時に設定すれば、後からあつたとしても大丈夫やと思うがですけど。 5月24日の一応9時でよろしいですか？
山本会長	そしたら一応予定として次回の定例会は5月24日金曜日9時からということで。以上で4月の定例会は終わりたいと思います。 お疲れ様でした。

議 事 進 行 役

署 名 議 員

会 長 : 山本 正澄

委 員 : 森田 呂弥

委 員 : 谷川 恵美